

議案第 48 号

暴力団等排除措置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

暴力団等排除措置に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 26 年 9 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町の設置する公の施設の利用及び事務事業から大口町暴力団排除条例（平成 24 年大口町条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者を排除する措置を講じるため、この条例を制定するため必要があるからである。

暴力団等排除措置に伴う関係条例の整備に関する条例

(大口町表彰条例の一部改正)

第1条 大口町表彰条例（昭和47年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（礼遇の停止及び表彰の取消し）

第8条 自治功労者が、第5条各号のいずれかに該当することとなったときは、前条の礼遇を停止する。

2 自治功労者が、本人の責めに帰すべき行為により著しく自治功労者としての名誉を失墜させ、被表彰者として不適当と認めたときは表彰を取り消し、表彰状等を返納させるとともに、次条に規定する被表彰者台帳から抹消するものとする。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（欠格事項）

第5条 町長は、この条例の規定により被表彰者となるべきものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 選挙権又は被選挙権を停止されている者
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者
- (4) その他本人の責めに帰すべき行為により被表彰者としての名誉を失墜させることになると認められる者

(大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例（昭和55年大口町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(利用の拒否)

第6条 管理者等は、学共施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否しなければならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があると認めるとき。
- (3) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるとき。

(大口町消防団条例の一部改正)

第3条 大口町消防団条例（昭和51年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

- (5) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

暴力団等排除措置に伴う関係条例の整備に関する条例による一部改正新旧対照表

第1条関係（大口町表彰条例の一部改正）

新	旧
<p><u>（欠格事項）</u></p> <p><u>第5条 町長は、この条例の規定により被表彰者となるべきものが次の各号のいずれかに該当するときは、表彰の対象としない。</u></p> <p><u>（1）禁錮以上の刑に処せられた者</u></p> <p><u>（2）選挙権又は被選挙権を停止されている者</u></p> <p><u>（3）大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者</u></p> <p><u>（4）その他本人の責めに帰すべき行為により被表彰者としての名誉を失墜させることになると認められる者</u></p>	
<p>（表彰の方法）</p>	<p>（表彰の方法）</p>
<p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>第5条 略</u></p>
<p>（自治功労者の礼遇）</p>	<p>（自治功労者の礼遇）</p>
<p><u>第7条 略</u></p>	<p><u>第6条 略</u></p>
<p>（礼遇の停止及び表彰の取消し）</p>	<p><u>（礼遇の取消し及び停止）</u></p> <p><u>第7条 自治功労者が、次の各号のいずれかに該当したときは、前条の礼遇を取消し又は停止する。</u></p> <p><u>（1）禁固以上の刑に処せられたとき。</u></p> <p><u>（2）自治功労者としての体面を汚し、又は功労者にふさわしくない行為があったと認められるとき。</u></p>
<p><u>第8条 自治功労者が、第5条各号のいずれかに該当することとなったときは、前条の礼遇を停止する。</u></p>	

新	旧
<p><u>2 自治功労者が、本人の責めに帰すべき行為により著しく自治功労者としての名誉を失墜させ、被表彰者として不相当と認めたときは表彰を取り消し、表彰状等を返納させるとともに、次条に規定する被表彰者台帳から抹消するものとする。</u></p> <p>(被表彰者台帳)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(被表彰者台帳)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>

第2条関係（大口町学習等共同利用施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

新	旧
<p><u>（利用の拒否）</u></p> <p><u>第6条 管理者等は、学共施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>（2） 管理上支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>（3） 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるとき。</u></p>	<p><u>（利用の拒否）</u></p> <p><u>第6条 管理者等は、学共施設等を利用しようとする者が、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、利用を拒否することができる。</u></p>

第3条関係（大口町消防団条例の一部改正）

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(4)略</p> <p><u>(5) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者</u></p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1)～(4)略</p>